伊勢原市告示第２０号

小規模受水槽水道の管理についての検査を行う者を次のように定める。

平成２５年　３月　６日

伊勢原市長　髙　山　　松太郎

小規模受水槽水道の管理についての検査を行う者の指定

伊勢原市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成２４年伊勢原市条例第２４号）第１４条第２項に定める市長の指定する者は、水道法（昭和３２年法律第１２２号）第３４条の２第２項に定める厚生労働大臣の登録を受け、検査を行う区域に伊勢原市を含む者とする。

附　則

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。